

信用保証料の上乗せで**経営者保証**が**不要**となる 『事業者選択型経営者保証非提供制度』のお知らせ

事前審査 受付中

令和6年3月15日 保証申込受付開始

1

ご利用
いただける方

次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1)

- (1) 過去2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直近の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (3) 次の両方またはいずれかを満たすこと
 - ① 直近の決算において債務超過でない(※2)
 - ② 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない(※3)
- (4) 次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えないこと
- (5) 信用保証料の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること

※1 法人設立後、最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)および(3)は問いません
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合、(3)は問いません

※2 貸借対照表において「純資産の額 \geq 0」となること

※3 損益計算書において「経常利益+減価償却費 \geq 0」となること

2

信用保証料率

- ・ご利用いただける方(3)①および②のいずれも満たす場合
信用保証協会所定の信用保証料率に**0.25%上乗せ**
- ・ご利用いただける方(3)①または②のいずれか一方を満たす場合
信用保証協会所定の信用保証料率に**0.45%上乗せ**
- ・法人設立後、2事業年度の決算がない場合
信用保証協会所定の信用保証料率に**0.45%上乗せ**

3

対象となる
保証制度

原則として次の信用保険を利用した保証が本制度の対象となります

- ・無担保保険
- ・公害防止保険 ・ エネルギー対策保険 ・ 海外投資関係保険 ・ 新事業開拓保険 ・ 事業再生保険

(注①) 本制度は、個別の保証制度ではありません

(注②) 法令の定めるところにより連帯保証人を徴求しない保証は、本制度の対象外となります

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください

あなたのチャレンジを応援します！
—企業とともに未来へ—

茨城県信用保証協会

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



ご相談・
ご質問は
こちらまで！

本店営業部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
◆保証課 県央・鹿行グループ ☎029-224-7812
◆保証課 県北グループ ☎029-224-7826

土浦支店

〒300-0043
土浦市中央二丁目2番28号
◆保証課 県南グループ ☎029-826-7812
◆保証課 県西グループ ☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階
◆経営支援課 本店担当グループ ☎029-224-7813
◆経営支援課 支店担当グループ ☎029-224-7858
◆経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852
◆創業支援課 ☎029-224-7865